

厚生常任委員会

令和3年5月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫
中川 靖広
伴 議 長

○大森恒太郎
小城 世督

溝部真紀子
濱 眞理子

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	細川 友希	子 育 て 支 援 課 長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	西川美奈子	国 保 医 療 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	市川 千晶	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
住 民 課 長	関口 修	同 課 長 補 佐	小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。

私、互選でこの1年間、委員長を務めさせていただきます。大森副委員長ともどもよろしくお願ひします。

会議に先立ちまして、新規採用職員の紹介を住民生活部長からお願いいたします。 加藤住民生活部長。

（ 新規採用職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

新規採用職員の方は、退室していただいて結構です。お疲れさまでした。暫時休憩します。

（ 午前9時03分 休憩 ）

（ 午前9時04分 再開 ）

委員長

再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、大森委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてであります。

先月の28日、ごみ処理広域化に関する合同勉強会 第7回実務者会合が開催されました。内容といたしましては、平成30年12月25日に取りまとめ、各構成市町に報告をされました、奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会中間報告書について、令和2年8月に開催をされました第13回合同勉強会において、生駒市・平群町が脱会をされましたことを受け、奈良市、大和郡山市、そして本町の3市町での内容へと修正した報告書を、奈良市で作成されましたことから、修正変更されました箇所の説明等がございました。

主な変更点といたしましては、広域化に係る施設整備等コストシミュレーションの組み直しであり、5市町から3市町になることで、施設規模の縮小や焼却量も減りますことから、建設費及び施設運営費などが変更となっております。このコストシミュレーションの組み直しにつきましては、本年3月の当委員会でもご報告をさせていただいておりますが、当初の5市町でのシミュレーションを3市町に縮小変更したものにすぎず、本町が求めている参加の可否を判断するためのシミュレーションではない内容であります。

また、奈良市から、令和4年度以降に予定をされている環境影響評価の手続きであります方法書の作成等の業務に、国の循環型社会形成推進交付金を充当するため、交付金を国から受けるために必要な循環型社会推進地域計画を本年11月までに策定をし、県を通じて令和4年3月までに環境省から承認を得るスケジュールを進めたいという考えを示されました。また、枠組みが確定しない中で、地域計画を策定することについて、建設候補地地元住民等に、枠組みが決定したといった形で取られることが心配されることに対して、奈良市からは、この地域計画策定予定である本年11月までに、広域化の枠組みが確定しなかった場合は、奈良市単独での新施設建設計画の内容で

策定し、国へ提出していききたいとの考えも示されたところであります。

また、奈良市において、新施設建設候補地へのアクセスを確保するための道路について、昨年より、奈良国道事務所、奈良土木事務所等の関係機関と協議を行っており、本年度において、建設候補地へのアクセス道路予備設計業務を行うとともに、当勉強会において、道路や敷地設定、具体的にどういった施設をつくるかについて、より踏み込んだ内容の協議を進めたいとの考えが示されたところであります。

次に、いかるがの里クリーンキャンペーンについてであります。

例年5月30日、ごみゼロの日に近い休日に実施をしております町内一斉清掃活動の、いかるがの里クリーンキャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年度に引き続き、中止とさせていただくことといたしました。なお、住民の皆さまには、広報等で今後周知をさせていただく予定としております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和2年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、2. 各課報告事項(1) 令和2年度国民健康保険税の不納欠損
課長 について報告いたします。資料1をご覧ください。

地方税法の規定に基づきまして、令和2年度の国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについてのご報告でございます。

(1) 事由別内訳表であります。全体では52人、金額で727万3,080円の不納欠損処分を行いました。内訳につきましては、表に記載のとおりとなっております。この地方税法第15条の7第4項でございますが、これは滞納処分する財産がない等で滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したもの、また、地方税法第18条第1項につきましては、5年間の時効により徴収権が消滅したもので、これにつきましても、滞納処分の執行停止、また財産調査を行い滞納処分できる財産がないものというふうになっております。次に、裏面をご覧ください。

(2) 年度別内訳表でございます。令和2年度不納欠損処分につきまして、処分を行った年度別の件数と不納欠損の額を整理したものでございます。

次に、2枚目をご覧ください。(3) 不納欠損処分の推移でございます。過去5年間の状況を表しております。令和2年度につきましては、昨年度と同じ人数の不納欠損となっておりますが、金額につきましては個々の滞納額にもよりますので増加をしているところでございます。この国民健康保険税の滞納対策につきましては、滞納者との接触機会をより多く確保するとともに、納付相談や納付指導によりまして、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めているところでございます。また、滞納者の担税力の調査、差押え等も行い、被保険者の負担の公平性を確保していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で、令和2年度国民健康保険税の不納欠損につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川委員。

中川委員 税法っていうのは5年やったかな。不納欠損18条第1項で時効が成立するって、分納誓約も何も取らんと、時効まで何も手立てできなかったんはなんでやろ。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長 地方税法の徴収権なんですけど、原則として納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ、時効により消滅するというふうになっております。ただし、督促状を発布した場合がありますとか、分納誓約書の提出が行われた場合は、時効の完成が猶予されるということで、リセットされる、そこからまた新たに進行するというような形になっておりますので、今回、不納欠損したものに付きましても、いわゆる完全に5年で終わったものというものではなくて、期間が延びているものも当然あるということでございます。

中川委員 そやから、時効消滅を迎える5年間を何もできなかったんは何ですかと聞いているねん。5年で時効迎えるやん。18条第1項の分はな。その5年間分納誓約もなにも住民さんとやり取りっていうんか、リセットできなかったんはなんで5年間ほったらかしでしたんかって聞いているねん。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 資料の1枚目の裏面ですね、この18条第1項の関係、344万5千円になっておりまして、今、中川委員おっしゃっておりますのが、平成27年の、この130万円のことをおっしゃているかと思うんです。それ以外のことに付きましては、先ほど安藤課長が申しあげましたとおり、分納誓約とか、そういった形でやっていく中でどうしても納められない事情が発生して6年以上経過してから今回時効ということで欠損させていただいております。あとのこの27年度の21件につきましては、そもそも当初からなかなか難しい。例えば、分納誓約を取る場合ですと、一定納付していただけるという確実性をもってしか私どものほうは分納誓約をお受けしませんので、そういった意味から課税当初からなかなか難しい事案であったというふうに認識をさせていただいております。ですので、分納誓約を取って、納めていただけるような方じゃなかった方が、ちょっとこういった形で今回5年で時効とさせていただきますことになりました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2) 令和2年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、(2) 令和2年度 介護保険料の不納欠損についてご報告申し上げます。お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

令和2年度では、令和3年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった介護保険料について、納付者延べ人数で47人分、159万6,320円を不納欠損しております。

不納欠損した事由でございますが、すべて介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効であります。これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたけれども、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。

下の(2)の表は、今回、不納欠損いたしました年度別の納付者延べ人数と保険料の内訳をお示ししております。平成28年度から平成30年度の3か年分となっております。

次に、資料の2枚目裏面をご覧くださいませでしょうか。(3) 不納欠損の状況といたしまして、平成27年度から令和2年度までの不納欠損を行った納付者の実人数と保険料の推移をお示ししております。令和2年度の不納欠損額は前年度と比較いたしますと、納付者数は14人の減、保険料で74万330円の減となっております。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、令和2年度介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
濱委員。

(な し)

濱委員 先ほどの、国保のほうの不納欠損と、この介護保険料というのは重なっている人とかいうのはもちろんあるんでしょうか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 重なっている方はいらっしゃいます。ただ対象者につきまして、介護保険は65歳以上の方、国民健康保険の場合は若い方からになりますので、対象者の絶対人数が違いますので、一定の重複している数は少ないんですけども、あわせて徴収等を行っているケースもございますので、その辺は連携してやっていきたいと考えているところでございます。

委員長 次に、(3)令和2年度後期高齢者医療保険料不納欠損について、理事者の報告を求めます。安藤国保医療課長。

国保医療課長 それでは、(3)令和2年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分につきましてご報告いたします。資料3をご覧ください。

(1)事由別・年度別内訳表でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、令和2年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づきまして、2年の時効により徴収権が消滅したことによるもので、人数は3人、金額では103,500円でございます。

次に、(2)不納欠損処分の推移としまして、平成27年度からの不納欠損処分の件数と金額を記載しております。

後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様、滞納者との接触の機会をより多く確保し、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、令和2年度後期高齢者医療保険料の不納欠損につきましての報告と

させていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、(4) 新型コロナウイルスワクチン接種について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活 健康対策課から(4) 新型コロナウイルスワクチン接種について、資料4
部次長 に基づきまして、ご説明させていただきます。

このワクチン接種にかかります接種券につきましては、85歳以上の約1,630人に発送したところで、5月15日土曜日から、集団接種を開始したところでございます。集団接種につきましては、予約受付を4月27日から開始し、5月19日現在の申込人数は約69%となっております。

現在、65歳以上の高齢者の方の接種が7月中に完了するように接種体制の拡充を調整しており、6月上旬からは、現在実施しております土日の予約枠の拡大を地区医師会と調整していますとともに、奈良県の支援によります県内の研修医等の派遣をいただき、平日の集団接種の実施に向け調整を行っているところでございます。また、町医師会とも、個別接種の実施に向けた調整も行っているところです。

こうした状況の中で、65歳以上84歳以下の接種券の発送につきましては、年齢の高い75歳から84歳の方には、本日接種券のほうを発送させていただきました。65歳から74歳の方には、5月31日に発送を予定しております。

次に、予約方法についてですが、当初は、電話予約にて受け付けをしておりましたが、65歳以上84歳以下の対象人数は多数となりますことから、予約受付等の混乱を避けるため、電話予約からはがきでの申し込みに変更をいたしました。そこで、今回から接種券の発送の際に、申込書のはがきを同封しておりますので、接種を希望される方は、そのはがきに土日または、平日の接種を希望されるかどうかを記入して返信いただきますと、接種日程を

町にて調整し、後日、通知書にて接種日時をお知らせいたします。

また、ワクチン接種の際に、キャンセルが発生した場合には、接種日の前日までに発生した場合は、申込書のはがきでキャンセル待ちを希望されている方に連絡をしてまいります。接種当日に発生した場合は、当日接種会場で接種に携わっていただいている医療従事者の方、次に、町内の高齢者施設に従事されている方に、次に、当日接種会場の従事者で保健師・看護師、保育士、幼稚園教諭、その他職員の順に接種をしていく予定になっております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
溝部委員。

溝部委員 何個か教えていただきたいんですけども、1回目の最初、5月15日に接種された方の2回目の接種というのは、自動的に予約になるのか、また改めて予約をされるのか、こういった形になっているのでしょうか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 1回目の接種された方につきましては、2回目のほうの3週間後の日にちで同じ時間で接種予約というのを自動的に予約のほうをさせていただいております。

溝部委員 最初、1度目の60何パーセントということであったと思うんですけど、希望されない場合というのは、お知らせというか、町のほうに、私は希望しないんだということを言われるというわけではなくて、そのまま自動的にご予約をされない場合は接種を希望されないというふうに町としては把握されているのでしょうか。

住民生活部次長 この予防接種のほうは、やはりご本人さんの同意のもとに接種をするということになっておりますので、ご本人さんのお申込みによって町のほうは接

種を希望されているというふうに判断させていただいておるなかで進めているところです。

委員長 濱委員。

濱委員 ありがとうございます。いろいろ混乱も多い市町村もある中で、斑鳩町はとてもスムーズに進めてくださっているということとか、対応がとても親切だったという声もたくさん聞いてますので、それは大変ありがたいことだなと、また職員の皆さんも大変な思いされているなかで、いろいろ工夫もしてくださっているというのは、評価しているところなんです。

それで事前にこのはがきを同封するというのは、事務局を通して聞いておりますけれども、今、溝部委員もおっしゃったけれども、申し込みをされないという方について、ちょっと心配をしているのは、例えば特定健診であるとか、町からのいろいろな郵便物というのを受け取ってはいるんだけど、中をきちっと読んでないとか、そのまま放っているというような高齢者の方、ほかのこのワクチンのことでなくて、そういう方がいらっしゃる例いうのも聞いてるんです。例えばお一人暮らしで家族さんがそういうものを目にしていないとか、認知があって開けたけれども、内容がよくわからない、広報ももちろん読んでないとか、そういうようなお年寄りの方なんかについてね、今の回答ではそのまま、本人任せやからということですけども、そういうような方に対しての何か地域でのバックアップっていうんですか、そういったこととというのはなにか考えておられることはありますか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 心配いただいているとおり、なかなかお一人お一人きめ細かくというのはなかなか難しいんですけども、ご心配いただいている認知の関係の方ですとかというのは、例えば要介護認定等を受けていただいている方につきましては、すでに介護のケアマネジャーのほうにご連絡をさせていただいて、こういった形で、「接種のご案内をさせていただきますので、ご協力ください」といった形でののご案内もさせていただいておりますので、そういった機会を

捉えて、まわりの方の支援が仰げるものについては町のほうから情報を提供していきたいというふうに考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 ちなみに斑鳩町に入ってきているワクチンはどこのワクチンなんやろ。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 現在、奈良県のほうに入ってきてますのはファイザー製になっております。

委員長 伴議長。

議長 今回の答弁の中で気になるところがひとつあったんで、教えてほしいんですけども、溝部委員の質問の中で、結局2回目の接種、3週間後、自動的、これは自動的で基本的にはいいと思いますねんけど、また場合によってはどうしても3週間後、途中で都合が悪くなったり、というような形の場合、ちゃんとその辺のあと、フォローといいますか、来はらへんだらそれで終わってしまいますような形なのか、ちょっとその辺どう考えてくれてはるのかだけお聞きしたいんですけども。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 やはり、今おっしゃっていただいているように、急な用事とかで2回目の接種がご都合悪くなられた場合は、接種者の方にもそういった変更がある場合は、ワクチンの供給量が限られている中で、ご連絡をいただきたいということをお願いもしているところですし、また、そういった日にちの変更がある場合は、また違う日にちでの対応でこちらのほうも声もかけさせていただいているところです。

議 長 最初の今の方接種の方は電話やと、ところが途中からはがきになっていく、はがきでこれ都合ええわという感じで最初、はがきでの申込、その場合でも電話というのは、はがきになってもこういう場合電話でもいけるわけですか。

住民生活 まず、日にちのほうの確定のほうでは、はがきと文書で通知はやりとりさせていただきますが、ご都合の悪くなった場合に関しては電話での受付で対応させていただく予定をしております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5) 生駒郡地域外来検査センターの再開について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活 それでは、(5) 生駒郡地域外来検査センターの再開についてご説明させていただきます。

現在、大阪府や京都府、兵庫県を含む9都道府県を対象といたします新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、5月31日まで発令されており、斑鳩町におきましても感染者数は、令和3年4月から5月19日現在で89人となっております。本町の昨年からの1年間の累計感染者数は164人であることから、この1か月半での感染者数は、これまでの約5割を占めている状況です。

関西圏で多くみられる変異ウイルスは、従来のウイルスよりも感染力が強いとされ、また、重症化に至る場合までのスピードが従来よりも速いという報告がある中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的に、昨年度末で閉鎖しておりました生駒郡4町で運営しております地域外来検査センターを、令和3年5月24日から再開することとなりました。

検査実施日につきましては、昨年度と同様、月曜日と水曜日の週2回で、14時から16時までの2時間となります。また、手法につきましても、ド

ライブスルー方式によるPCR検査となっております。

なお、実施に係ります費用につきましては、令和3年5月20日、本日付
けで専決処分をさせていただいたところです。

以上で、生駒郡地域外来検査センターの再開についてのご説明とさせてい
たきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
小城委員。

小城委員 これ期間が令和4年3月30日までですけど、例えば、今ワクチン受けて
収束等に向かっていく中で、期間が短くなることはあるんですか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 おっしゃる通り、このワクチンの供給具合によって、そういった感染状況
部長 が軽減されるというのも想定しておりまして、基本的には最後までというの
はどうなるか実際のところわからないんですけども、ただ収束に向かった
ままで、今度また新たにインフルエンザの同時流行の時とか重なってまいる
ことも想定されますので、状況を見極めながら考えていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免の延長
について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、(6)新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免の
課長 延長について、ご報告させていただきます。

このたび、国におきまして、令和3年度の取扱いとして、新型コロナウイ

ルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対して財政支援が行われることから、本町におきましても、令和2年度に引き続きまして、令和3年度分の国民健康保険税の減免を実施することとしております。減免基準につきましては、昨年度と同様の内容となっており、減免基準を定めております国民健康保険税減免取扱要綱の改正を行ったところです。また、広報、周知につきましては、7月の当初課税の通知書にお知らせを同封すること、また町広報紙、ホームページ等により行うこととしております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免の延長につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、(7)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、各課報告事項(7)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業についてご報告させていただきます。

資料6をご覧ください。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給するものであります。

当該事業に要する経費につきまして、全額国庫補助対象となっており、令和3年5月20日付けで、補正予算を専決処分させていただいたところであります。また、本事業につきましては、現在、国において制度の詳細について調整が進められているところであり、国から示されております現段階の概要説明となりますことを、合わせてご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、事業の実施概要についてご説明させていただきます。

ひとつ目に、対象児童であります。対象児童は、平成15年4月2日から

令和4年2月28日までの間に生まれた児童であり、特別児童手当の受給対象となる障害児の場合は、平成13年4月2日生まれから対象となります。

二つ目に、支給対象者であります。①として、令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者であって、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である方、②として、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に生まれた児童の児童手当受給者であって、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である方、これら二つの要件に当てはまる方につきましては、申請は不要となっております。また、この①②のほか、対象児童の養育者であって、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方が対象となります。三つ目に、対象児童数でございますが、約500人を見込んでおります。四つ目に、給付額でございますが、児童一人当たり5万円であります。五つ目に、支給方法について、①②の対象者につきましては、申請は不要でありまして、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である方の判明以降、児童手当の受給口座等に支給してまいります。③の対象者につきましては、対象と思われる方からの個別申請により、随時支給してまいります。

なお、低所得者のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、児童扶養手当の受給者が対象となっており、令和3年5月1日に、児童一人当たり5万円の給付金が奈良県から支給されております。

以上、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
濱委員。

濱委員 対象児童の見込み数が500となっておりますけれども、申し込み不要で町のほうで把握されている方はだいたい何人ぐらいなのでしょう。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 そのあたりはこちらのほうで現在把握はできておりませんので、こちらの約500人という数は児童手当を受給しておられる児童数から、国において事業費歳出のために計算式が割り当てられておりまして、それに基づきまして算出された人数となっております。

濱委員 そしたら③の対象者という方はもちろんわかりませんが、国のほうでされるということなので、その人数が500人を超えるということもありえるということですね。

子育て支援課長 もちろん500人を超えるということもあり得るということですが、超えた場合につきましても、すべて全額国のほうで補償されるということで聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(8)証明書交付機の庁舎内設置について、理事者の報告を求めます。 関口住民課長。

住民課長 それでは、各課報告事項(8)証明書交付機の庁舎内設置についてご報告させていただきます。資料7をご覧くださいませでしょうか。

はじめに目的であります。証明書等コンビニ交付サービスを利用し、コンビニエンスストアに設置されております証明書交付機を役場庁舎内に設置することによって、新型コロナウイルス感染症対策として、お客様と職員が対面することなく、住民票等の各種証明書を交付することが可能となり、窓口の混雑の緩和を図るものであります。

次に、設置場所につきましては、斑鳩町役場住民課窓口前といたします。

次に、対象の証明書につきましては、現在、コンビニ交付を行っているものと同様で、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書でございます。

次に、サービス開始時期につきましては、令和4年1月からの開始を予定しております。なお、設置にかかる予算の補正につきましては、6月定例会に上程する予定でございます。

以上、証明書交付機の庁舎内設置についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川委員。

中川委員 これ、交付を受けるのには何が必要なんでしょうか。

委員長 関口住民課長。

住民課長 今回のコンビニ交付と同じになるんですけども、マイナンバーカード、それとその時の暗証番号、4桁の数字になるんですけども、こちらを利用してということになります。

中川委員 そしたら、新型コロナウイルス感染症対策として、対面することなく、住民票等、各種証明書を交付することが可能となり、窓口混雑の緩和をはかりますですやろ、マイナンバーカードを持っている人はコンビニで取っているわけやん、わざわざコンビニで取っているものを役場に引き込むことになると思うと思うねんけど、その点についてはどのように考えておられますか。

住民課長 現在もマイナンバーカードをお持ちの方で、役場の窓口に取りに来られている方も現実としてはおられますので、そういった方が窓口でコンビニ交付サービスを使っていただくことによって、混雑を緩和すると、また役場での窓口で交付を受けられる場合については申請書等を書いていただくという手間もございますので、時間もかかると、そういったものが省略されるので、役場におられる時間も短縮にもなるというふうに考えております。

中川委員 マイナンバーカードって、だいたい何割ぐらいの人が持ってはるんやろ。

住民課長 令和3年4月末現在で33.4%の方が持っておられます。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 令和4年1月から開始ということですがけれども、これはもうずっとコロナ云々なしに、続けていかれるということですか。

委員長 関口住民課長。

住民課長 きっかけはコロナ対策ということになりますけど、一度設置したものは、今後続けていくことになると考えております。

濱委員 マイナンバーカードのことについてはちょっと置いてはありますが、同じようにコンビニで交付を受けると、本人さんの負担は、手数料ですか、それは役場で窓口と同じ金額で発行する、ですがけれども、コンビニですとそこからコンビニでの手数料であるとか、そういうものが引かれるというか、町のほうから負担しているということですがけれども、役場で発行するときには、その手数料とかはもちろんなので、窓口での交付するときの支払う費用とそのままイコールなんですね。

住民課長 今、おっしゃられているのは町の負担ということですね、町の負担につきましては、コンビニの交付やっている分で手数料がかかっているということがあるんですがけれども、町がやるということについても、システムそのものを使うということになりますので、町の負担がやはり出てまいります。ただ、コンビニが収入を得ている分について、それが役場が設置することになります、その分は金額としては少なくなるということでございます。

委員長 小城委員。

小城委員 サービス開始が令和4年1月からですが、半年ぐらいかかるんですけ

ど、これぐらいかかるもんなんですか。

委員長 関口住民課長。

住民課長 先ほど説明で申しあげましたけども、予算が6月定例会で上程させていただきまして、その後、業者の選定を行います。それを7月から9月ぐらいにかけて行っていくということになって、その後、システムの構築等の手続きを3か月ぐらいかかる見込みになっております。そして、その後システムの確認の試験であったりとか、それが何工程かございます、ということで、そういうことを見込んで1月からのサービス開始ということになります。

小城委員 そのスケジュールでたぶん仕方ないと思うんですけど、目的が新型コロナウイルス感染症対策となっているんで、できたら、できるだけ早い設置のほうがいいかなと思いましたが、意見として述べておきます。

委員長 伴議長。

議長 新型コロナウイルス感染症対策ということを行っているということは、国からの今回のコロナ対策で入ってきたお金で設置してくれるんやろか。

委員長 関口住民課長。

住民課長 今回の分につきましては、特別交付税措置を適用ということで、経費の2分の1が、国のほうという状況でございます。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 今、課長申しあげましたとおり、今回充当させていただく予定といいますのは、交付機自体に特別交付税の措置がございますので、今、議長おっしゃっていただいたように、臨時交付金の活用も考えたんですけども、臨時交付金につきましても一定枠がございます、その中でさまざまな施策をしてい

くうえで、できるだけ多くの施策を臨時交付金で充てさせていただいて、それで別途交付税措置でおおむね2分の1、これを証明書交付機ですと、2分の1が特別交付税で措置されますので、そちらを適用したほうが全体的なコロナ対策の予算というのが多く取れますので、今回は、臨時交付金を活用せず、そちらは別途のコロナ対策で事業をさせていただきまして、こちらについては特別交付税措置の2分の1の補助をいただくということで判断を、今現在させていただいております。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 中原福祉課長。

福祉課長 福祉課より、1点報告がございます。社会福祉協議会に移管をしております心身障害者障害児ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集い事業の今年度の開催についての報告でございます。事業の実施にあたり、移動や訪問先において、人と人の距離の確保など、新型コロナウイルス感染症の適切な防止対策を講じることが困難であることから、参加者及びご協力をいただく関係者のみなさまの健康と安全を最優先に考慮し、今年度につきましても昨年度に引き続き中止するとのことでもありますので、ご報告をさせていただきます。以上、福祉課からの報告とさせていただきます。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 続きまして、子育て支援課より、例年夏に実施しておりました、一日里親会の今年度の開催についてご報告させていただきます。昨年度から、実施主体を社会福祉協議会に移管して実施される予定でありましたが、本事業につきましても、移動や訪問先において、人と人の距離の確保など、新型コロナウイルス感染症の適切な防止対策を講じることが困難であることから、参加者及びご協力をいただく関係者のみなさまの健康と安全を最優先に考慮し、今年度は中止するとのことでもありますので、ご報告させていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これらの報告について、質疑・ご意見はございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 小城委員。

小城委員 前の委員会等々でも話させていただいた鳩水園のことについてですけど、その後、状況というのはどのようになっていますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 鳩水園の水質等ということでございますけれども、前回の委員会後、4月
課長 末まで3回の水質検査を実施させていただいております。

検査結果といたしましては、BOD値が、鳩水園運転管理業務仕様書に基づきます放流水保証値、10mg/lを、3回の水質検査のうち2回保証値を上回った結果となっておりますのでございます。なお、その保証値を上回った原因といたしましては、搬入されたものの質がかなり低質であったということで、処理に負荷がかかっておりまして、数値が落としきれなかったのではないかとこのように考えております。今後につきましても、日常における自主検査を行うことによりまして、そういった負荷が多い状況につきましても、希釈水量を増やすなどして対応し、適正管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

小城委員 たぶん業務改善命令出たのが昨年だったと思うんですけども、そこからまだこういう状況だということで、しっかりとみていただいて、希釈水というところね、住民さんに被害が及ばないように、しっかりと今後もみていただいて、また議会等で聞かせていただきます。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 ちなみに2回クリアできておらない数値ですけれども、申しあげますと、
課長 3月24日に検査をさせていただいたときに11mg/l、1mgをクリアできていなかったと、また4月8日に検査をさせていただいた分で、BOD値14mg/l、4mgクリアできていなかったという状況でございます。

小城委員 今後も引き続きよろしく、管理よろしく願いたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前9時55分 閉会)